

改正案

現行

（令第十七条の三第一号に規定する有価証券）
 第四条 令第十七条の三第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、社債券であつて、株券（法第二条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）とする。

（令第十七条の三第一号に規定する有価証券）
 第四条 令第十七条の三第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、社債券であつて、株券（法第二条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）、新株引受権証書（令第一条の五第一号に規定する優先出資引受権証書を含む。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）とする。

（登録申請書のその他記載事項）

第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（登録申請書のその他記載事項）

第六条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（三）（略）

一（三）（略）

（登録申請書の添付書類）

第七条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第七条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

一（三）（略）

四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の規定及び第二十八条において準用する証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成十年総理府令大蔵省令第三十六号。第二十八条において「分別保管府令」という。）の規定に基づく分別保管の方法

四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条の規定に基づき、かつ、第二十八条において準用し同条の規定により読み替えて適用する証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成十年総理府令大蔵省令第三十六号。第二十八条において「分別保管府令」という。）の規定に基づく分別保管の方法

第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 一 親法人等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第一号に規定する親法人等をいう。第二十一条第十号を除き、以下同じ。）及び子法人等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第一号に規定する子法人等をいう。第二十一条第十号を除き、以下同じ。） 次に掲げる事項

第八条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 一 親法人等（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する親法人等をいう。第二十一条第十号を除き、以下同じ。）及び子法人等（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する子法人等をいう。第二十

- イ (略)
- ロ 資本金の額又は出資の総額
- ハ ホ (略)

二 (略)

2 法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券について同号ハに掲げる行為を行わず、かつ、同項第四号に掲げる有価証券について同号ロに掲げる行為を行わない登録金融機関については、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、持株会社の状況として、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 資本金の額又は出資の総額
- 三 五 (略)

第九条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 証券業務を担当する取締役又は理事（その他いかなる名称を有する者であるかを問わずに金融機関に対し取締役又は理事と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び監査役（監事これに準ずる者を含む。）（委員会設置会社にあつては、証券業務を担当する執行役及び会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百条第四項に規定する監査委員（以下「監査委員」という。））の履歴書
- 二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

(適用除外行為)

第十八条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む外国の法人その他の団体（次号において「関係外国証券業者」という。）から売買の別（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この号において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第六十五条の二第五項に

一条第十号を除き、以下同じ。）次に掲げる事項

- イ (略)
- ロ 資本金の額又は出資の総額
- ハ ホ (略)

二 (略)

2 法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券について同号ハに掲げる行為を行わず、かつ、同項第四号に掲げる有価証券について同号ロに掲げる行為を行わない登録金融機関については、法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、持株会社の状況として、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 資本金の額又は出資の総額
- 三 五 (略)

第九条 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、証券業務を担当する取締役又は理事（その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、金融機関に対し取締役又は理事と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び監査役（監事これに準ずる者を含む。）（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、証券業務を担当する執行役及び商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員（以下「監査委員」という。）の履歴書とする。

(適用除外行為)

第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。

- 一 次のイからハまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む外国の法人その他の団体（次号において「関係外国証券業者」という。）から売買の別（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この号において同じ。）及び銘柄について同意を得

において準用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この号において同(じ)については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

六 当該登録金融機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員)及び使用人の親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。)から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

七・八 (略)

2〜6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第十号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引(法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引をいう。)、法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為若しくは外国市場証券先物取引等(法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。)(以下「法第六十五条第二項の取引」という。)(に)関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二・三 (略)

四 登録金融機関の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)(又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等(法第六十五条の二第六項において準用する法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。)(次条を除き、以下同じ。)(に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の

た上で、数及び価格(法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この号において同じ。)(については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

二〜五 (略)

六 当該登録金融機関の役員及び使用人の親族(配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。)から、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については当該登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

七・八 (略)

2〜6 (略)

(禁止行為)

第二十一条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第十号(同条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引(法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引をいう。)(法第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為若しくは外国市場証券先物取引等(法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第二項に規定する外国市場証券先物取引等をいう。)(以下「法第六十五条第二項の取引」という。)(に)関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二・三 (略)

四 登録金融機関の役員又は使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等(法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十四条第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。)(次条を除き、以下同じ。)(に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行

取引等をする行為（当該登録金融機関が法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る同号ハに掲げる行為及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同号ロに掲げる行為を行わない場合は、同項第三号及び第四号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。）

四の二〇十一（略）

（事故）

第二十二條 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該登録金融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを（以下「事故」という。）とする。

一〇五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第二十三條 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一〇四（略）

五 登録金融機関の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

六（略）

2（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七條 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

為（当該登録金融機関が法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る同号ハに掲げる行為及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同号ロに掲げる行為を行わない場合は、同項第三号及び第四号に掲げる有価証券に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為を除く。）

四の二〇十一（略）

（事故）

第二十二條 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第六十五条の二第六項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、登録金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該登録金融機関の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを（以下「事故」という。）とする。

一〇五（略）

（事故の確認が不要の場合）

第二十三條 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一〇四（略）

五 登録金融機関の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第三号又は第四号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

六（略）

2（略）

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第二十七條 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、証券業務に関する次に掲げるものとする。

一〇三の三 (略)

四 証券仲介業務を実施する組織（融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（融資業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第四号において同じ。）を自ら取得又は融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行っている状況（当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。）。ただし、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

五〇十六 (略)

（証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為）

第二十七条の二 第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一〇三 (略)

四 証券仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。）又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織（融資業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ・ロ (略)

五〇十一 (略)

一〇三の三 (略)

四 証券仲介業務を実施する組織（融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人が、有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（融資業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第四号において同じ。）を自ら取得又は融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る証券仲介業務の勧誘を行っている状況（当該統括する役員又は使用人が当該非公開融資等情報を証券仲介業務に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。）。ただし、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。）の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得ている場合を除く。

五〇十六 (略)

（証券業務以外の業務を営む場合の禁止行為）

第二十七条の二 第六十五条の二第五項において準用する法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一〇三 (略)

四 証券仲介業務に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を融資業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は融資業務に従事する役員若しくは使用人に提供すること。ただし、次に掲げる場合及び証券仲介業務を実施する組織（融資業務を併せて実施する組織に限る。）の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合を除く。

イ・ロ (略)

五〇十一 (略)

(登録金融機関と密接な関係を有する者)

第二十七条の三 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）で、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該登録金融機関の議決権の数の合計が、当該登録金融機関の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該法人等の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下第六項までにおいて同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)・(4) (略)

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

4～6 (略)

7 登録金融機関、第一項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する役員（法人であるものに限る。以下この項において同じ。）及び主要株主（法人等であるものに限る。以下この項において同じ。）、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号イに規定する役員、同号ロに規定する法人

(登録金融機関と密接な関係を有する者)

第二十七条の三 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）で、登録金融機関の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（特定の要件に該当する者を除く。）

イ 次に掲げる者が保有している当該登録金融機関の議決権の数の合計が、当該登録金融機関の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

(1) (略)

(2) 当該法人等の役員（法第二十一条第一項第一号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3)・(4) (略)

ロ (略)

二 (略)

2 (略)

3 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一号に規定する登録金融機関が総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

4～6 (略)

7 登録金融機関、第一項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主（法人等であるものに限る。）、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第三項第一号イ(2)に規定する主要株主（法人等であるものに限る。）、同号イ(4)に規定する他の法

等、同号ハに規定する法人等、第三項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号イに規定する役員、同号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一五 (略)

8 (略)

9 第一項第一号イ(2)に規定する役員(法人でないものに限る。第三号を除き、以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等でないものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、同項第二号イに掲げる者(法人でないものに限る。以下この項において同じ。)、第三項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式又は出資及び第七項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において同じ。)(1)には、前項各号に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第五百六十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(1)の規定に基づき取得していた株式以外のものを取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)(2)において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式(当該信託された者が当該株式について第七項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一三 (略)

四 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)(1)又は使用人が発行者又は顧客(以下この

人等、同項第二号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)(1)の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一五 (略)

8 (略)

9 第一項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。)(1)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、同項第二号イに掲げる者、第三項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。)(2)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式又は出資及び第七項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。)(1)には、前項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)(1)の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)(2)において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式(当該信託された者が当該株式について第七項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

(弊害防止措置)

第二十七条の四 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業務に関する次に掲げる行為とする。

一三 (略)

四 登録金融機関の証券仲介業務に従事する役員又は使用人が発行者又は顧客(以下この条において「発行者等」という。)(1)に関する非公開情報(発行者である会社の運営、業務若

条において「発行者等」という。）に関する非公開情報（発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼす認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同法第六十六条第二項第一号に掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条の四第一項第六号に掲げる会社（第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第六十六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等に提供（顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供に限る。）し、若しくは有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（第二十七条第四号に規定する非公開融資等情報をいう。）をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき

しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼす認められるもの又は当該登録金融機関若しくはその親法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同法第六十六条第二項第一号に掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の七第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条の四第一項第六号に掲げる会社（第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第六十六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に掲げる従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。）を、その親法人等若しくは子法人等に提供（顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別な情報の提供に限る。）し、若しくは有価証券（証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十二条第一項第一号に規定する有価証券をいう。）の発行者である顧客の非公開融資等情報（第二十七条第四号に規定する非公開融資等情報をいう。）をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（当該登録金融機関若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等に証券仲介業に係る

事前に当該発行者等の書面による同意がある場合、親法人等又は子法人等に証券仲介業に係る委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十四号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親法人等又は子法人等が委託証券会社である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該登録金融機関が、その親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）又は子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ず提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イホ (略)

五 (略)

2 3 6 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第二十七条の五 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、登録金融機関の本店等において最良執行方針等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下同じ。）を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 登録金融機関が、その営業所、事務所その他の場所（その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。）において有価証券取引（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第一項に規定する有価証券取引をいう。第五項において同じ。）に関する顧客の注文（以下この項において「顧客の注文」という。）を受けるときは、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 (略)

3 3 6 (略)

委託を行う場合であつて、証券仲介業者に関する内閣府令第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十四号イ又はロに掲げる情報を提供する場合、親法人等又は子法人等が委託証券会社である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第二十七条第十五号イ又はロに掲げる情報を提供する場合並びに次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該登録金融機関が、その親銀行等（親法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）又は子銀行等（子法人等のうち金融機関に該当するものをいう。）からその顧客への信用の供与等の額を受領する場合を除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客の書面による同意を得ず提供したものに限る。）を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘すること。

イホ (略)

五 (略)

2 3 6 (略)

(最良執行方針等の公表方法等)

第二十七条の五 (略)

2 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、登録金融機関の本店等において最良執行方針等（法第六十五条の二第五項において準用する法第四十三条の二第一項に規定する最良執行方針等をいう。以下同じ。）を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 登録金融機関が、その営業所、事務所その他の場所（その本店等を除く。以下この号において「営業所等」という。）において有価証券取引（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十三条の二第一項に規定する有価証券取引をいう。第五項において同じ。）に関する顧客の注文（以下この項において「顧客の注文」という。）を受けるときは、最良執行方針等を見やすいように掲示する方法又は最良執行方針等を閲覧に供する方法

二 (略)

3 3 6 (略)

(分別保管)

第二十八条 分別保管府令第一条、第二条、第三条、第四条(第三項、第四項及び第六項を除く。)
及び第五条(第三号及び第十一号を除く。)の規定は、それぞれ法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券、同項に規定する内閣府令で定める方法、同条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券、同項に規定する顧客分別金の額及び同条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「金銭(信用取引(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。))に係る有価証券の売付代金であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。)」とあるのは「金銭」と、分別保管府令第四條第八項中「第二項から第五項まで」とあるのは「第二項及び第五項」と、「第一項及び前項」とあるのは「第一項」と、分別保管府令第五條第四号ロ中「金融機関」とあるのは「金融機関(自己を除く。)」と、同条第十二号中「信託管理人である投資者保護基金」とあるのは「信託管理人」と、「当該投資者保護基金」とあるのは「当該信託管理人」と読み替えるものとする。

(証券取引責任準備金)

第三十二条 法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 各事業年度において受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この条において同じ。)をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 当該事業年度において受託をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券オプション取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 各事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

(分別保管)

第二十八条 分別保管府令第一条、第二条、第三条、第四条(第三項、第四項及び第六項を除く。)
及び第五条(第三号及び第十一号を除く。)の規定は、それぞれ法第六十五条の二第五項において準用する法第四十七条第一項に規定する内閣府令で定める有価証券、同項に規定する内閣府令で定める方法、同条第二項に規定する内閣府令で定める金銭又は有価証券、同項に規定する顧客分別金の額及び同条第三項に規定する信託について準用する。この場合において、分別保管府令第三条第一号中「金銭(信用取引(法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。))に係る有価証券の売付代金であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。)」とあるのは「金銭」と、分別保管府令第四條第七項中「第二項から第五項まで」とあるのは「第二項及び第五項」と、「第一項及び前項」とあるのは「第一項」と、分別保管府令第五條第四号ロ中「金融機関」とあるのは「金融機関(自己を除く。)」と、同条第十二号中「信託管理人である投資者保護基金」とあるのは「信託管理人」と、「当該投資者保護基金」とあるのは「当該信託管理人」と読み替えるものとする。

(証券取引責任準備金)

第三十二条 法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度又は各事業年度において受託(有価証券等清算取次ぎの受託を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託を含む。以下この条において同じ。)をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ロ 当該営業年度又は当該事業年度において受託をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券オプション取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度又は各事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国債証券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の前二年以内に開始した各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券オプシオン取引の対価の額の合計額の最も高い事業年度における当該金額の万分の一・二に相当する金額

ハ (略)

(証券取引責任準備金の使用の承認)

第三十三条 登録金融機関が、事業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずすときは、法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号(第八条第二項に規定する登録金融機関にあつては、第一号から第十号)に掲げる場合とする。

一 (略)

二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合

三・四 (略)

五 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号において同じ。)又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知った場合(事故等が第二十二条第一号から第四号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。)

六〇十一 (略)

2 (略)

(登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件)

第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

ロ 当該営業年度又は当該事業年度及び当該営業年度開始の日又は当該事業年度開始の前二年以内に開始した各営業年度又は各事業年度のうち受託をした国債証券等及び外国国債証券に係る有価証券オプシオン取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度又は事業年度における当該金額の万分の一・二に相当する金額

ハ (略)

(証券取引責任準備金の使用の承認)

第三十三条 登録金融機関が、営業年度又は事業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イ及びロに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずすときは、法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(届出事項)

第三十四条 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十四条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号(第八条第二項に規定する登録金融機関にあつては、第一号から第十号)に掲げる場合とする。

一 (略)

二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合

三・四 (略)

五 役員又は自己を所属証券会社等(法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等をいう。以下この項において同じ。)とする証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為(以下「事故等」という。)があつたことを知った場合(事故等が第二十二条第一号から第四号までに規定する行為であつて過失による場合は除く。次号において同じ。)

六〇十一 (略)

2 (略)

(登録金融機関の有価証券店頭デリバティブ取引に係る認可の条件)

第四十五条 法第六十五条の二第九項に規定する内閣府令で定める条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。）の変動によりその時価が変動する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十五条の五の三第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第二十五条の二第一項又は商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）第二十四条ノ五ノ二第一項）に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）において経理すること。

二〇四 （略）

（業務に関する帳簿の作成等）

第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第四号に規定する者であつて、法第七七条の二第一項第二号に規定する国債証券等（以下「国債証券等」という。）又は法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの（発行日から償還日までの期間が一年未満のものに限る。）に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。

一〇四 （略）

五 前号及び法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第六号及び第七号に掲げる権利であつて令で定めるものに係る法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務 別表第十五及び別表第十六に定める帳簿

六・七 （略）

2〇5 （略）

別表第一 （第十二条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

一 登録金融機関である銀行、保険会社、信用金庫連合会、農林中央金庫又は商工組合中央金庫にあつては、営業として株券関連店頭デリバティブ取引（株券の価格又は株価指数（株券の価格に基づき算出される指数をいう。）の変動によりその時価が変動する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、当該取引を特定取引勘定（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の六の三第一項、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十二条の四の三第一項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十三条の六の二第一項、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第十五条の五の三第一項、農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第二十五条の二第一項又は商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工省・大蔵省令）第二十四条ノ七第一項）に規定する特定取引勘定をいう。以下同じ。）において経理すること。

二〇四 （略）

（業務に関する帳簿の作成等）

第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第四号に規定する者であつて、法第七七条の二第一項第二号に規定する国債証券等（以下「国債証券等」という。）又は法第二条第一項第八号に掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券であつて同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの（発行日から償還日までの期間が一年未満のものに限る。）に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は、次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。

一〇四 （略）

五 前号及び法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務 別表第十五及び別表第十六に定める帳簿

六・七 （略）

2〇5 （略）

別表第一 （第十二条第一項関係）

届出事項	記載事項	添付書類
------	------	------

証券業務担当	<p>商号又は名称 （以下「商号 等」という。 ）の変更</p>	<p>（略）</p>
一 変更があつ	<p>資本金の額又は 出資の総額 （以下「資本 金の額等」と いう。）の変 更</p>	<p>一 現在の資本 金の額等 二 変更後の資 本金の額等 三 五 （略）</p>
（略）	<p>一 （略） 二 株主総会の議事録そ の他必要な手続があつ たことを証する書面</p>	<p>一 （略） 二 株主総会（これに準 ずるものを含む。以下 同じ。）の議事録（会 社法第三百十九条第一 項の規定により株主総 会の決議があつたもの とみなされる場合に あつては、当該場合に あつたことを証する書 面）</p>

証券業務担当	<p>商号又は名称 （以下「商号 等」という。 ）の変更</p>	<p>（略）</p>
一 変更があつ	<p>資本金の額又は 出資の総額（ 以下「資本の 額等」という 。）の変更</p>	<p>一 現在の資本 の額等 二 変更後の資 本の額等 三 五 （略）</p>
（略）	<p>一 （略） 二 株主総会の議事録（ 株主総会の議決を必要 としない場合は、取締 役会（これに準ずるも のを含む。以下同じ。） ）の議事録（委員会等 設置会社において、商 法特例法第二十一条の 七第三項の取締役会の 決議による委任に基づ く執行役の決定があつ たときは当該取締役会 の議事録及び当該決定 があつたことを証する 書面、それ以外の取締 役会の議決を必要とし ない場合にあっては不 要。以下同じ。）</p>	<p>一 （略） 二 株主総会（これに準 ずるものを含む。以下 同じ。）の議事録</p>

<p>取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）（委員会設置会社）にあっては、証券業務担当執行役又は監査委員）の変更</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）（委員会設置会社）にあっては、証券業務担当執行役又は監査委員）の変更</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一 変更があつた会計参与の氏名又は名称 二 就任又は退任年月日</p>	<p>た取締役又は監査役（委員会設置会社）にあっては、執行役又は監査委員）の氏名 二（略）</p>
<p>引所の変更</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）</p>

<p>引所の変更</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）（委員会設置会社）にあっては、証券業務担当執行役又は監査委員）の変更</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>た取締役又は監査役（委員会設置会社）にあっては、執行役又は監査委員）の氏名 二（略）</p>
<p>取締役会の議事録</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

別表第六 (第三十四条第二項関係)			(略)
届出事項	記載事項	添付書類	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	一 破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った理由	一 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てに係る書面の写し 二 (略)	(略)

別表第六 (第三十四条第二項関係)			(略)
届出事項	記載事項	添付書類	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てを行ったとき	一 破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始又は整理開始の申立てを行った年月日 二 破産手続開始、再生手続開始又は整理開始の申立てを行った理由	一 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てに係る書面の写し 二 (略)	(略)

(略)	定款を変更した場合		破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合	(略)
(略)	(略)	三 (略) 商号 名称又は 立者を 開始の申 更生手続 開始又は 再生手続 続開始、 二 破産手 月日 わられた年 立てが行 開始の申 更生手続 開始又は 再生手続 一 破産手 続開始、 再生手続		(略)
(略)	二 (略) 一 株主総会の議事録その他 必要な手続があったことを 証する書面			(略)

(略)	定款を変更した場合		破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合	(略)
(略)	(略)	三 (略) は商号 の名称又 行つた者 申立てを 理開始の 始又は整 生手続開 開始、更 再生手続 続開始、 二 破産手 年月日 行われた 申立てが 理開始の 始又は整 生手続開 開始、更 再生手続 一 破産手 続開始、 再生手続		(略)
(略)	二 (略) 一 株主総会の議事録			(略)

<p>役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項及び次項において同じ。） 又は証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合</p>	<p>一（略） 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役員の名及び役職名 三（略）</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>役員又は証券仲介業者若しくはその役員に証券業務に関する法令又は諸規則に反する行為があったことを知った場合</p>	<p>一（略） 二 事故等を惹起した役員又は証券仲介業者若しくはその役員の名及び役職名 三（略）</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

別表第七 (第三十五条関係)			
届出事項	記載事項	添付書類	分割により事業の全部又は一部
法第六十五条の 二 第一項の登録 に係る業務を廃 止したとき	(略)	一 株主総会の議事録(会社 法第三百十九条第一項の規 定により株主総会の決議が あつたものとみなされる場 合にあつては、当該場合に 該当することを証する書面) 二 (略)	(略)
合併により消滅 したとき	(略)	一 合併契約の内容を記載し た書面 二 株主総会の議事録その他 必要な手続があつたことを 証する書面 三・四 (略)	(略)
合併及び破産手 続開始の決定以 外の理由により 解散したとき	(略)	一 株主総会の議事録(会社 法第三百十九条第一項の規 定により株主総会の決議が あつたものとみなされる場 合にあつては、当該場合に 該当することを証する書面) 二 (略)	(略)

別表第七 (第三十五条関係)			
届出事項	記載事項	添付書類	分割により営業の全部又は一部
法第六十五条の 二 第一項の登録 に係る業務を廃 止したとき	(略)	一 株主総会の議事録 二 (略)	(略)
合併により消滅 したとき	(略)	一 合併の契約書 二 株主総会の議事録 三・四 (略)	(略)
合併及び破産手 続開始の決定以 外の理由により 解散したとき	(略)	一 株主総会の議事録 二 (略)	(略)

<p>を承継させたとき</p>		<p>面</p> <p>二 株主総会の議事録その他 必要な手続があったことを 証する書面</p> <p>三 (略)</p> <p>一 事業譲渡の契約書</p> <p>二 株主総会の議事録その他 必要な手続があったことを 証する書面</p> <p>三 (略)</p>
<p>を承継させたとき</p>		<p>二 株主総会の議事録 三 (略)</p> <p>一 営業譲渡の契約書</p> <p>二 株主総会の議事録</p> <p>三 (略)</p>

改正案		現行	
別紙様式第1号（第5条関係） (略) (日本工業規格A4) (第1面) (第2面)		別紙様式第1号（第5条関係） (略) (日本工業規格A4) (第1面) (第2面)	
(略)	(略)	(略)	(略)
2. 資本金の額又は出資の総額	<u>別添1のとおり</u>	2. 資本の額又は出資の総額	<u>別添1のとおり</u>
3. 証券業務を担当する取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）（委員会設置会社にあつては、証券業務担当取締役又は執行役）の氏名	<u>別添2のとおり</u>	3. 証券業務を担当する取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）の氏名	<u>別添2のとおり</u>
4. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	<u>別添2-2のとおり</u>	4. 証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	<u>別添3のとおり</u>
5. 証券業務を営む本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	<u>別添3のとおり</u>	5. 加入する証券業協会の名称	
6. 加入する証券業協会の名称		6. 取引資格を取得する証券取引所の名称又は商号	
7. 取引資格を取得する証券取引所の名称又は商号		7. 証券仲介業務を行う場合の委託証券会社の商号又は名称	
8. 証券仲介業務を行う場合の委託証券会社の商号又は			
		(記載上の注意) (略)	
		(注意事項) (略)	

名称

(記載上の注意)
(略)

(注意事項)
(略)

(別添 1 : 資本金の額又は出資の総額)

商号又は名称 (第 3 面)

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
万円	年 月 日現在

(記載上の注意)

資本金の額又は出資の総額の単位は、資本金の額又は出資の総額が 10 億円以上の場合には億円、10 億円未満 1 億円以上の場合には千万円、1 億円未満 1 千万円以上の場合には百万円、1 千万円未満 100 万円以上の場合には十万円とすることができる。

(注意事項)

資本金の額又は出資の総額を変更した時は、第 12 条による届出書に、本様式により作成した書面 (2 部) を添付すること。

(別添 2 : 証券業務を担当する取締役及び監査役 (委員会設置会社にあつては、証券業務担当取締役及び執行役) の氏名)

商号又は名称 (第 4 面)
(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

証券業務を担当する取締役又は監査役 (委員会設置会社にあつては、証券業務担当取締役又は執行役) に変更があつた場合には、第 12 条による届出書に、本様式により作成した変更後の証券業務を担当する全取締役及び全監査役 (委員会設置会社にあつては、証券業務を担当する全取締役及び全執行役) の氏名及び役職名を記載した書面 (2 部) を添付すること。

(別添 2 - 2 : 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称)

(別添 1 : 資本の額又は出資の総額)

商号又は名称 (第 3 面)

資本の額又は出資の総額	年 月 日
万円	年 月 日現在

(記載上の注意)

資本の額又は出資の総額の単位は、資本の額又は出資の総額が 10 億円以上の場合には億円、10 億円未満 1 億円以上の場合には千万円、1 億円未満 1 千万円以上の場合には百万円、1 千万円未満 100 万円以上の場合には十万円とすることができる。

(注意事項)

資本の額又は出資の総額を変更した時は、第 12 条による届出書に、本様式により作成した書面 (2 部) を添付すること。

(別添 2 : 証券業務を担当する取締役及び監査役の氏名)

商号又は名称 (第 4 面)
(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

証券業務を担当する取締役又は監査役に変更があつた場合には、第 12 条による届出書に、本様式により作成した変更後の証券業務を担当する全取締役及び全監査役の氏名及び役職名を記載した書面 (2 部) を添付すること。

(新設)

商号又は名称

(第4-2面)

(年 月 日現在)

<u>(ふりがな)</u> 氏名又は名称	役 職 名

(注意事項)

会計参与に変更があった場合には、第12条による届出書に、本様式により作成した変更後の全会計参与の氏名又は名称及び役職名を記載した書面（2部）を添付すること。

(略)	(第5面)	(略)	(第5面)
(略)	(第5-2面)	(略)	(第5-2面)

改正案	現行
<p>別紙様式第5号（第31条第2号関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">関係会社に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 関係会社の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（連結財務諸表（連結貸借対照表（関連する注記を含む。）、連結損益計算書（関連する注記を含む。）及び連結株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）をいう。）を作成している場合にあつては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>	<p>別紙様式第5号（第31条第2号関係） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">関係会社に関する報告書 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 関係会社の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>(3) 親会社、子会社及び関連会社の最近事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書（連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。）を作成している場合にあつては、当該連結財務諸表）を添付すること。ただし、人的関係上の関係会社で業務上及び財務上の関係を全く有しない等の特別の事情により、添付することが困難であると認められる場合には、その事由等を記載した書面を提出し、添付を省略することができる。</p>